

随心院文書のうち和久是徳関係文書

年	月	日	文書名	差出	宛	主な内容	目録
永禄8	12	30	和久是徳書状	和久掃部助是徳	本間加賀入道	御家領小塩庄は、四手井が取沙汰をしていた筋目を以て、三好義継から申付けられ、一昨日、山崎百姓中にも折紙を以て申付けました。貴殿も下向される思っていたら、代官がないので下向されないとのこと。それならば私を補任し、すぐにでも下向して地子を御納所されることが専用です。三好長逸・三好政長の折紙がありますので、お目に掛けます。	5-59
永禄9	3	18	和久是徳書状	和久掃部助是徳	小倉加賀守	御本所様御家領について、四手井に仰せ付けられていた分を、旧冬より戸嶋将監に申し上げているそう。それならば拙者に仰せ付けて下さい。四手井の時より別して馳走します。小塩庄知行について補任の日付や補任銭等の子細を申し入れます。四手井の時よりは別して馳走いたします。詳しくは戸嶋方より申し上げます。政康・長逸にも申し聞かせて罷り上がります。詳しくはこの西村に意向を伝えて下さい。	5-60
永禄9	3	21	西村秀頼書状	西村三郎兵衛尉秀頼	本間加賀入道	小塩庄所々散在御警固のことは「三分一」を以て和久に仰せ付けるようになったので、そのとおりに申し聞かせるように。この旨をご披露下さい。	5-61
永禄9	3	22	和久是徳書状	和久是徳	本間加賀入道	御領御警固の補任について畏まりました。得点は四手井の時と同じ(半分)と思っていたが仕方ありません。御意のとおり馳走する覚悟です。詳しくは西村が申し入れます。御里御所様御樽代として50匹を進上します。上様へは50疋符を付けます。御案文のように請状を提出しますが、日付は去る9日にしてほしい。必ず上洛してお礼を申し入れます。	5-62
永禄9	3	22	本間戒雲書状案	本間法眼戒雲	和久掃部助	御領御警固の事は、各方面から申し入れがあるが、あなたに補任することになりました。樽代20疋を先ず預けます。上洛された砌にお会いしましょう。	5-63

随心院文書のうち和久是徳関係文書

永禄9	3	25	本間法眼戒雲書状案	本間法眼戒雲	和掃	書状を拝見しました。御補任が調ったのは珍重のことです。小塩庄は先々より守護不入で、三好長慶の折紙にもありません。先度長逸・政康の判形があれば、貴所の御警固は競望されることはありません。御補任銭100疋。御里御所へ御樽代50疋披露しました。	5-64(2)
	3	25	北小路俊清書状案	北小路俊清	和久掃部	御補任が調べてめでたいことです。毎事御入魂を入れ、庄内以下御再興を専一の由(御門主様)とのことです。長逸・政康御同意の御状、案文のように調えられた由。上洛の時分、面談しましょう。	5-64(1)
	3	9	三好長逸・釣閑齋宗渭連署書状案	(守護不入の保証として随心院側が求めた案文)	三好長逸・釣閑齋宗渭	御状を受取り、御請状を披露した。小塩庄は先々より守護不入の地。その方の警固のことは三好政康の判形が肝要。御補任銭100疋と御里御房への御樽代50疋を披露します。(端裏)去る九日の日付に補任請文等取り替えた。使者は西村。	5-64(3)
永禄9	4	6	和久是徳書状	和久掃部助是徳	本間加賀守・芝田右近丞	御補任の旨を釣閑齋へ申し入れ、百姓中への折紙が調った。自分は大和出陣のため行けないが、山崎へ下向しての御納所に励んで下さい。西村が御供するよう申し付けました。	5-65
永禄9	5	15	和久是徳書状	和掃是徳	本間加賀入道	折紙を拝見した。下向したところ物集女久勝や小泉助兵衛の違乱があり、上洛されたとのこと、ご心配のことでしょう。このことを三好政康に申し聞かせ、政康と長逸の両判をもって百姓中へも伝えました。以後も政康や長逸が折紙をもって申し付け、その案文はこのとおりです。物集女や小泉が尚も違乱するようであれば、強く譴責するので、早く下向しての納所が肝要。四手井の時と同じように得分は半分にするのが筋目だと長逸が申し立てている。拙者は、神仏に誓って疎略にはいたしません。昨日も政康のもとへ補任状のとおり行き、同意を得たので我らに任せてください。上様(足利義親→義栄)へも取り扱いをお願いします。	5-66

随心院文書のうち和久是徳関係文書

永禄9	6	9	和久是徳書状	和久掃部助是徳	御上使中	其元、下向されている由、御辛勞です。難渋であれば、私が罷上がり申し付けます。御公用の儀は、四手井の時のように半分にするよう三好長逸が申されています。先度も誓紙を以て伝えたように、先ず半方を請取ることが専用。長逸・政康へも残りの分を渡すよう調整すべきです。京都山本・小泉乱入のことは曲事で、近日篠原方が堺に着くので、各上洛して申し付けます。上様(足利義親→義栄)へも御取合いを申します。	5-67
永禄9	10	20	和久是徳書状	和掃是徳	北小路俊定・本間加賀入道	先日は御取合、忝く存じます。罷下ってから以ての外煩いでしたが、明日御意の通り申し聞かせます。長逸・政長の折紙の儀、運上年貢米のことは別義ありません。石別半方を納めるように。樋爪と水垂のことは然るべく仰せ付けます。	5-68
永禄10	3	6	和久是徳書状	和掃是徳	北小路俊定・本間加賀入道	先度は御注進の旨、石成友通へ不審を申した処、「世上雑説」について、西岡明所へ惣次勝龍寺より申し付けたので、きっと小塩庄へも申し付けられるがご安心ください。これまでの守護不入の案文等を、長逸に見せ、御本所様次第なので異議なく、海沼弥三郎が懇望しても、上様(足利義親→義栄)の御補任なので心配はない。両三人(三好三人衆)のもとへ行き、異見を致すことが肝要。松永久秀へも申し入れた。	5-69
永禄10	3	27	和久是房書状	和掃是房(是徳と同一花押)	北小路俊定・本間加賀入道	長逸・政康・加地権助も、御代々の証文があれば問題ないといっている。西宮に至り糾明のため罷り下るつもりです。証跡正文を持参するように。北小路の下向が珍重ですが、そうでなければ芝右近の下向が肝要。拙者が馳走しますので、そのつもりで。1日に門を出られ、二日に郡山でお待ちしています。3日に御供します。	5-70

随心院文書のうち和久是徳関係文書

	4	7	和久是房書状	和掃是房(是徳と同一花押)	本間加賀守法眼	小塩庄について御状と御樽代10疋をありがとうございました。北小路の御供を仕り、西宮へ罷下り、御証跡等拝見。折悪しく政康は堺に行っていたので、まだまとまっていません。昨日申し入れたが、もう少しお待ちを。海沼のことは故無く、笑止千万。詳しいことは北小路に伝えています。	5-74
永禄10	6	19	三好政康書状	釣閑斎宗謂(三好政康)	北小路俊定	書状を拝見しました。御巻数と青銅20匹拝受。小塩庄について海沼の干渉は、芥川において糾明いたす。和久へもこの御意を伝えるので、心得るように。	2巻4-2